

京都市告示第419号

京都市国際交流会館の指定管理者である財団法人京都市国際交流協会から、京都市国際交流会館条例第4条の規定に基づき、臨時休館について、次のとおり申請があったため、これを承認しました。

平成22年2月5日

京都市長 門川大作

臨時休館する日 平成22年2月16日（火）

（理由）全館設備メンテナンスを行うため

（総合企画局国際化推進室）